



# よいた

## No.160 10月号

町だより 味 平沢善九郎

昭和54年10月11日 ■発行/与板町(代表者与板町長平沢善九郎) ■編集 与板町だより編集委員会



### キャンパスにも秋の色

—文化祭にも出品してネ—

スポーツの秋といわれるとおり、中学校運動会、町民運動会など、いろんな競技会もほとんど終わったようです。このスポーツに最適な秋も一日一日深まり、野山も色づいてきます。学校では、文化祭の準備がすすめられていると思います。図画の時間などでも、秋晴れの校外に出て、写生をしています。画用紙にも秋が感じられます。文化祭にもたくさん出してください。

#### 人口の動き

9月30日現在	
( )は8月末との比較	
人口	7,875人(+4人)
男	3,833人(+3人)
女	4,042人(+1人)
世帯	1,810(+1)
出生	8人
死亡	3人
転入	9人
転出	10人

- 第3回町議会開かれる...2
- 川上善三郎氏特別功労賞...3
- 戦争犠牲者の援護...3
- 全国防犯運動の実施...3
- 措置が改善...3
- 赤い羽根運動はじまる...4
- 国民年金の改正...4
- 行政相談週間の実施...4
- マイホームと税金...5
- マイホームと税金...5
- 社教だより...6
- カメラポと板祭り...7
- 私の城下町...8
- 心配ごと相談室...9
- 税金あれこれ...9
- 保健衛生だより...10
- お知らせ...10

おもな内容は



### 保健衛生だより

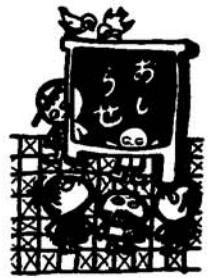
- 10月29日 13時30分から15時  
2才児検診 母子センター  
対象者 S.52.1.1~S.52.4.30迄出生者
- 11月6~7日 13時30分から14時30分  
インフルエンザ 母子センター  
対象者 園児(希望者)
- 11月9日 13時30分から14時30分  
三種混合第1期(3回目) 母子センター  
対象者 S.52.4.1~S.52.8.31迄出生者
- 11月14日 13時30分から15時  
乳児検診 母子センター  
対象者 生後12ヶ月までの乳児一般
- 11月19日 13時30分から15時  
3才児検診 母子センター  
対象者 S.51.2.1~S.51.5.31迄出生者

#### テレホンサービス10月分予定表

日曜	テーマ	日曜	テーマ
1月	身近な材料でしみ抜きをする方法	17水	石油製品の価格動向
2火			
3水			
4木			
5金			
6土	消費生活相談事例	22月	合成皮革の知識
7日			
8月			
9火			
10日	クーリング・オフ制度による契約解除の方法	24水	消費生活相談事例
11木			
12金	ゆでめん類の公正競争規約	25木	空気入れ玩具の試買テスト結果
13土			
14日			
15月	消費生活相談事例	27土	
16火			

**建築相談所の開設**

町のおちらこちらで住宅等の建築がなされていますが、建築をする際には、法律上の諸手続が必要です。法律上の諸手続が不備で、全国一斉違反建築防止週間が十月十一日から十月十七日まで行なわれています。住宅等の建築を計画されている方で、法律上の事、融資事なども結構です。下記により相談所が開設されますので、ぜひご利用下さい。



**社会保険移動相談所の開設**

長岡社会保険事務所では、次により社会保険移動相談所を開きます。健康保険、日雇健康保険、厚生年金保険、国民年金など社会保険についての相談に応じます。からお気軽にお越しください。

○とき 十月二十二日(月) 午前10時から 午後三時まで

○ところ 与板町役場 消防本部室

**旧軍人の方に一時金が支給されます**

—軍歴が通算三年以上—

恩給法の改正により、旧軍人として実際に勤務した年数が通算して三年以上ある方、またはその遺族の方、に一万五千円の一時金が支給されます。

該当される方は、与板町役場町民課で請求の手続きをして下さい。

なお、すでに普通恩給、扶助料、旧軍人の一時恩給、一時扶助料、旧軍人としての年数を通算して共済年金の支給を受けられておられる方には支給されません。

統計は十月十八日は統計の日  
未来をひらく道しるべ

### 観賞魚の王錦鯉品評会

華麗な色彩と優雅にして清楚な姿は、観賞魚の王者といわれ、当町生産者が我が子のように大切に育てあげた錦鯉の美を競う品評会が10月21日(日) 午前9時から午後3時まで与板町役場前広場で開かれます。泳ぐ宝石の祭典を是非ご観覧下さい。

交通事故相談所の開設

○とき 十一月八日(木) 午前10時から

○ところ 役場男子厚生室

### ◆若い力を国の守りに!!◆

—自衛官募集—

自衛隊では、来春卒業見込みの高校生及び高校卒業者を対象に各種別の募集を行っております。詳しいことは、自衛隊新潟地方連絡部又は町役場にお問い合わせ下さい。

とじて保存して下さい

# 第3回町議会 一定例会

## 新議会構成により開かれる

### 収入役に大平氏

### 教育委員に大谷地氏を選任

### 一般会計補正予算など原案どおり可決

昭和五十四年第三回町議会は、九月二十日から同月二十六日まで七日間の会期で開かれ、昭和五十四年度一般会計補正予算、印鑑条例の一部改正など、七つの議案を原案どおり可決しました。

議長は **葦沢二三郎氏**  
副議長は **大谷文雄氏**

### 議長就任のあいさつ

議長 葦沢二三郎

去る九月四日初議会が召集され、議員各位の推挙により不肖私が議会議長の栄職に就任いたしましたことに相なりましたことは私の最も光栄とするところであり、



ご承知のとおり私はもとより浅学ではありますが、過去の経験を基に誠心誠意かつ町民の代表である議員の意思を尊重し、議会が公正にしかも明るく町政進展の方向に運営せられるよう、又与板町におきましては、公共事業及び町単独による事業等が山積となっており、これらの事業等がスムーズに出来、また、協力を得ながら渾身の努力をいたす所存であります。町民各位におかれましては、何卒ご理解あるご支援を賜りますようお願いいたします。就任のご挨拶といたします。

- 〈総務文教委員会〉
  - 委員長 藤山重雄
  - 副委員長 田中八郎
  - 委員 葦沢二三郎
  - 山崎博一
  - 齊藤惣一郎
  - 吉岡権四郎
- 〈社会土木委員会〉
  - 委員長 田中董
  - 副委員長 小川清
  - 委員 吉岡八十七
  - 高橋比良夫
  - 山崎忠弥
  - 吉田三代松
- 〈産業衛生委員会〉
  - 委員長 原義一
  - 副委員長 石橋健逸
  - 委員 大谷文雄
  - 坂田昭治
  - 黒川昇
  - 藤田平

- 〈無憂苑育場組合 議会議員〉
  - 黒川 稷
- 〈与板郷消防事務組合 議会議員〉
  - 葦沢二三郎
  - 田中 董
  - 山崎博一
- 〈与板町外2ヶ町村水道 企業団議会議員〉
  - 葦沢二三郎
  - 吉岡八十七
  - 大谷文雄
  - 藤山重雄
- 〈三島町与板町ガス企業団 議会議員〉
  - 石橋健逸
  - 小川清
  - 原義一
  - 高橋比良夫
  - 坂田昭治
- 〈三島郡清掃センター組合 議会議員〉
  - 葦沢二三郎
  - 齊藤惣一郎
  - 黒川 稷

### 教育委員に 大谷地松雄氏



欠員になっておりました与板町教育委員に大谷地松雄氏(下町)が議会の同意を得、任命されました。これからの町教育行政をおねがい致します。

### 収入役に 大平周三氏が就任



川上前収入役の退任に伴い欠員となっておりました町収入役に、馬場町の大平周三氏が今回の町定例会におきまして、議会の同意を得て選任されました。大平氏は昭和二十五年与板保健所勤務を振出しに、長岡財務事務所、与板土木

事務所、上越土木事務所、長岡高速自動車道用地事務所等の各県庁出先機関を歴任されました。県庁在職約二十八年間の経験を生かし、これからの与板町の台所をよろしくお願い致します。

**可決された案件**

- ◎与板町印鑑条例の一部を改正する条例制定について。
- ◎与板町老人居室整備資金貸付条例の一部を改正する条例制定について。
- ◎積寒機械購入契約の締結について。
- ◎昭和54年度与板町一般会計歳入歳出予算補正について。
- ◎昭和54年度与板町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正について。
- ◎収入役の選任につき同意を求めることについて。
- ◎教育委員の任命につき同意を求めることについて。

加恩給、傷病年金又は障害年金を初めて受給することとなった戦傷病者でその妻が昭和五十四年十月一日現在生存している者。

(3)戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法関係  
左記①及び②に該当することになった場合には十二万円が国債(六年償還)により支給されますので請求してください。

① 昭和六年九月十八日以降の戦没者の遺族で昭和五十四年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までに遺族年金、公務扶助料、殉職年金等の受給者がいなくなり、昭和五十四年四月一日現在生存している遺族のうち最先順位者一名。

② 旧陸海軍部内の判任文官等(旧陸軍又は海軍部内の警部、監獄看守長、警査、巡査、陸軍通訳生、海軍書記、理事官、事務官、通訳官、従軍文官等)の遺族で、昭和五十四年三月三十一日までに公務扶助料の受給者がいなくなり、昭和五十四年四月一日現在生存している遺族のうち最先順位者一名。

- 〈議会選出監査委員〉
  - 大谷文雄
  - 藤山重雄
  - 田中 董
  - 原 義一
  - 黒川 稷
- 〈無憂苑育場組合 議会議員〉
  - 黒川 稷
- 〈与板郷消防事務組合 議会議員〉
  - 葦沢二三郎
  - 田中 董
  - 山崎博一
- 〈与板町外2ヶ町村水道 企業団議会議員〉
  - 葦沢二三郎
  - 吉岡八十七
  - 大谷文雄
  - 藤山重雄
- 〈三島町与板町ガス企業団 議会議員〉
  - 石橋健逸
  - 小川清
  - 原義一
  - 高橋比良夫
  - 坂田昭治
- 〈三島郡清掃センター組合 議会議員〉
  - 葦沢二三郎
  - 齊藤惣一郎
  - 黒川 稷

## 川上善三郎氏 町特別功労表彰を受賞



### 印鑑証明に代理権授与通知書は いらなくなりましす!!

七月十一日付をもって与板町収入役を退任された川上善三郎氏が、与板町表彰審査委員会の議決を経て、第三回町議会定例会の初日、役場議場におきまして、町特別功労者として特別功労表彰を受賞されました。今後、町の公式行事には特別功労者として出席される訳です。大変おめでとうございます。



九月に開かれた与板町定例会に於て、与板町印鑑条例の一部を改正する条例が議決され、次のように改正されましたのでお知らせいたします。

九月に開かれた与板町定例会に於て、与板町印鑑条例の一部を改正する条例が議決され、次のように改正されましたのでお知らせいたします。

## 戦争犠牲者に対する 援護措置が改善されました

さきの法律改正で戦争犠牲者(戦没者の遺族、戦傷病者)に対する援護措置がそれぞれ次のとおり改善されました。

① 戦傷病者戦没者遺族援護法関係

① 第一款症の障害年金証書をお持ちの方が、昭和五十四年九月三十日までに、この年金をもらうことになった病氣やけが以外の病氣等で死亡した場合(平病死)には、「障害者遺族特例年金」が支給されます。

この年金は遺族の妻、父母(事実上の父母も含む)及び孫がいる場合は妻にだけ支給されますが、昭和五十四年十月一日からは父母、孫にも併せて支給されることになりました。

そこで、この父母及び孫に該当することになった場合は、「第一款症平病死年金」の請求をしてください。

② 昭和五十四年十月一日以後、第一款症の障害年金証書をお持ちの方が平病死されたときは、その

③ なお、「障害者遺族特例年金」の額は、昭和五十四年十月一日から増額され「第一款症平病死年金」として支給されます。この場合は請求行為は必要ありません。

④ 昭和二十一年二月一日から昭和二十八年七月三十一日までの間に再婚した期間に離婚した妻について、昭和四十九年十月一日から五十四年九月三十日までの間に援護法の処遇の対象となった戦没者(日華事変間の内地等における勤務に因りて死亡した者、満鉄軍防空従事者等)の遺族である場合は、昭和五十四年十月一日以降請求して下さい。

⑤ 昭和二十一年二月一日から昭和二十八年七月三十一日までの間に再婚した期間に死別した妻について、昭和四十二年十月一日から五十四年九月三十日までの間に援護法

⑥ 右記④及び⑤に該当することになった場合は、昭和五十四年十月一日以降「遺族年金」の請求をして下さい。

(2)戦傷病者の妻に対する特別給付金支給法関係  
左記①及び②に該当することになった場合は、五万円(特項症)一五万円(五款症)が国債(五年償還)により支給されますので、昭和五十四年十月一日以降請求して下さい。

① 昭和四十八年四月一日以前に、増加恩給、傷病年金又は障害年金を受給していた戦傷病者と、昭和四十八年四月二日以後婚姻した妻で昭和五十四年十月一日現在生存している者。

② 昭和四十八年四月二日以後、昭和五十四年四月一日までの間に増



### ◆ 全国防犯運動 ◆ 10月11日～20日 両隣互いにかけて声とカギ



与板町でも全町民がこの運動に積極的に参加し定着させることによって犯罪の

秋の行楽シーズンには、一方で空き巣ねらいの横行する季節でもあり、家族そろって運動会やハイキングに出かけたそのスキに、あるいは、近くの店まで買い物に出たほんのわずかな留守の間に空き巣ねらいは「ひと仕事」すませることが多いのです。  
十一日から二十日までの十日間、全国いっせいに防犯運動が行われます。

◎110番通報  
犯罪や事故にかかったとき、知ったときは、早く110番で警察に通報しましょう。

◎運動の重点は  
一、空き巣の防止  
二、自転車盗の防止です。

国民年金が改正されました  
特例の物価スライド  
さきごろ、国民年金法が改正されましたので、そのおもな内容をお知らせいたします。  
国民年金では、昭和四十八年から全国消費者物価指数が、前年度に比べて五パーセントを超えて上下した場合、年金額はその率に応じて増減できる。物価スライド制を取り入れ、毎年これにしがいが年金額の改正を実施してきました。  
ところが、昭和五十三年度の全国消費者物価指数の上昇率は、三・四パーセントであったため、法律上では年金額は物価スライドされないことになっていました。が今年度は経済的な諸情勢を考慮して、三・四パーセントの上昇でも特例的に物価スライドを適用することになりました。



### 改正された国民年金のポイント

- 年金額の引上げ (54.7実施)  
53年度の全国消費者物価指数の上昇率に応じた年金額の引上げを特例的な措置として行う(3.4%)  
(月額)  
25年年金 37,925円→39,225円  
10年年金 23,925円→24,742円  
5年年金 17,508円→18,108円 (8月から) 20,108円
- 老齢年金の特例 (54.8実施) (最低保障)  
16,500円→20,000円
- 保険料額の改定 (55.4実施)  
定額保険料 3,300円→3,770円 (福祉年金)
- 年金額の引上げ (54.8実施)  
53年度の全国消費者物価指数の上昇率を大きく上回る引上げ  
老齢年金 16,500円→20,000円  
障害年金  
1級 24,800円→30,000円  
2級 16,500円→20,000円  
母子・準母子年金 21,500円→26,000円
- 本人所得制限の緩和 (54.8実施)  
夫婦収入 200,2万円→208万円
- 公的年金併給限度額 (54.8実施)  
37万円→41万円

あなたのやさしさを隣人に  
赤い羽根運動はじまる



十月一日より三ヶ月間に亘って赤い羽根共同募金運動が始まりました。  
今年の重点配分は  
○在宅福祉サービスの促進  
○老人・心身障害児者対策の促進  
○児童の健全育成の促進  
町民皆さんの善意のご協力を賜りますようお願いいたします。  
※寄付金は、税制上の特典があります。  
①法人関係の寄付金については全額が損金(免)税となります。  
②個人の寄付金については次の算出で所得控除が認められます。  
寄付金の額(所得の二十五%を限度) - 一万円  
税金の控除額

### あなたはどの健康?

あなたはどれか一つの保険に入らなければなりません。健康保険制度には八つの種類があり、すべての国民は、このどれかに加入しなければなりません。そして、どの保険に加入するかは、あなたやあなたの家族の職業、住所、所得などによって決まっています。職場の健康保険や共済組合には、加入していない人はすべて国民健康保険に加入することになります。加入の届けは法律で定められた、あなたのまじり果たすべき義務です。迷子にならないでください。  
(加入届の遅れはあなた自身の損失です) 加入届の提出を怠るとあなた自身が困ることになります。病気になることも保険は効きませんので、時には何十万円もの医療費をすべて自分で支払わなければなりません。しかも、「国民健康保険」は加入届を出していない期間の分については支払うことになり、会社をやめた方健康、共済組合には、あなたも家族で所得の増え方あなたももう届け出は済みませんか。

### 行政相談週間 10月14日(日)～20日(土)



明るい社会をつくるために

行政相談は、皆さんの苦情や要望、意見を受けて、その解決を図るとともに、皆さんの声を行政運営の改善に役立てる制度です。道路、河川、環境衛生、年金保険、交通安全など、日常生活で困っている問題は、一人で悩まずに、この機会に「行政相談制度」を御利用ください。

届出は14日以内に  
必ず届出を

●こんなとき	持参するもの
●職場等の健康保険をやめたとき	印かん・職場の健康保険をやめた証明書
●転入してきたとき	印かん
●子供が生まれたとき	印かん・母子手帳・保険証
●生活保護をうけなくなったとき	印かん・保護廃止通知書
●職場等の健康保険にはいつたとき	印かん・両方の保険証(職場の保険証が未交付のときは証明できるもの)
●転出するとき	印かん・保険証
●死亡したとき	印かん・保険証・死亡を証明するもの
●生活保護をうけるようになったとき	印かん・保険証・保護決定通知書

### マイホームと税金



マイホームを持つことは多くの人の夢でしょう。しかし、実際にマイホームづくりには、資金計画や設計などいろいろな問題が出てきます。

税金もその一つです。そこで、マイホームづくりに関係のある税金について、そのあらましを説明しましょう。

①登録免許税  
土地や建物などの不動産を取得すると、所有権の取得に関する登記をしますが、その際にかかるのが「登録免許税」です。  
この税金は、取得した不動産の価額(原則として固定資産課税台帳に記載されている評価額)に税率をかけて算出します。

②新築の場合の所有権保存登記  
③売買による所有権の移転登記  
④贈与による所有権の移転

① 税率は、一般的には、  
登記一〇・六パーセント  
② 売買による所有権の移転登記一五・〇パーセント  
③ 相続による所有権の移転登記一〇・六パーセント  
④ 贈与による所有権の移転

① 住宅取得控除  
住宅を新築したり、新築住宅を購入したとき、次の要件に当てはまれば住宅取得控除が受けられ、所得税額から控除されます。  
① 昭和五十五年十二月三十一日までに、住宅を新築し、又は新築住宅を購入して自分で居住する事。  
② 住宅の床面積が一六五平方メートル以下である事。  
③ 完成後又は購入後六か月以内に入居し、控除を受ける年の十二月三十一日まで引き続き居住している事。  
控除額は、床面積三・三平方メートル当り一〇〇〇〇円として計算した金額で、三万円が限度です。この控除は、引続いて居住している入居した年から三年間控除されます。

② 住宅取得控除  
この控除を受けるためには、確定申告が必要で、次の書類を添付して税務署へ申告する必要があります。  
① 建築確認通知書の写し。  
② 登記簿謄本や請負契約書、売買契約書の写し。  
③ 住民票の写し。  
また、民間の金融機関等から償還期間一〇年以上の融資を受けて、住宅取得控除が受けられる要件にあてはまる住宅を取得して、昭和五十三年一月一日以降に居住した場合に、年間償還金額等に応じて計算した金額が、控除額に加算されます。加算額は、年間償還金額等から三〇万円を差引いた残額×五パーセントですが三万円が限度です。  
この控除を受けるためには、前記①ないし③のほか、次の書類を確定申告書に添付することになります。  
④ 家屋の取得価額を明らかにする書類。  
⑤ 金融機関等が発行する住宅取得に係る融資額の償還金額等証明書。  
つまり、住宅取得控除は、床面積に応じた控除額と、住宅ローン等の償還金額に応じた控除額との合計額で、最高六万円までが、居住の用に供した年以後三年間、所得税額から控除されることとなります。

# みんなが参加して楽しんだ与板祭

まずまずの天気にもぐまれた今年の与板祭は、盛り沢山の行事に大勢の人が参加し盛況のうちに終わりました。楽しかった祭りをカメラでひろってみました。



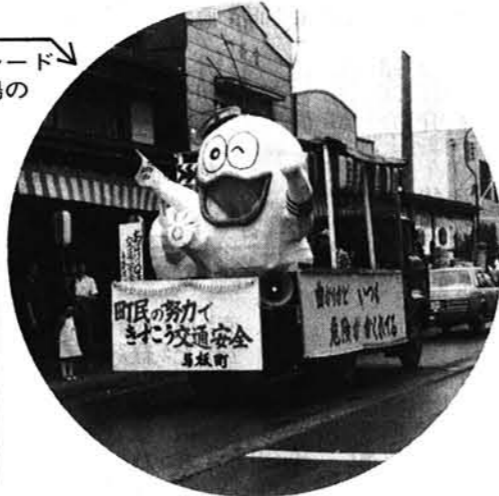
スナッパ  
すなっぴ  
スナッパ

中学生のプラスバンド  
バトンガールもあいに  
くの雨のため屋内での  
パレードになりました

県警音楽隊とカラーガ  
ールズのマーチ演奏  
かっこよかったなア



恒例の山車パレード  
オバQは町役場の  
山車です



小雨の残る馬場町々内  
を行くみこし渡御



やっぱり祭りのハイラ  
イトはこれです  
待ってました!!  
登り屋台



かわいいな、黒川保育所園児の王  
子様とお姫様、先生も一生懸命



ワッショイワッショイ子供たる  
みこし、ちょっと重かったかな  
ガンバレガンバレ

上町々内のご婦人による  
踊りです。皆さん最後まで  
沢山の曲を踊ってくださ  
いました。



稲荷町から横町まで続い  
た大民謡流し



## 9月2日 第1回 与板町町民テニス大会 が開かれました



テニス大会に参加して  
中島ミツ子  
秋のさわやかな日曜日第  
一回町民テニス大会が与板  
高校コートで開催されまし  
た。最近のテニスブームを  
反映してか、中学生、高校  
生チーム、昔取った杵柄と  
張りきる壮年チーム、二年  
前から初めたママさんチ  
ーム、そして与板テニスク  
ラブの人達等、総勢七十余名  
の多数の参加で試合が展開  
されました。  
朝の小雨でコートコン  
ディションも良くテニスク  
ラブ会長さん、町長さんの  
挨拶の後、さっそく試合開  
始です。私も参加することに  
意義ありと、ママさんチ  
ームに参加。日頃の練習の成  
果をと心の中で思っても、  
手足は思い通りに動かず、  
それでも二試合、三試合と  
進むにつれ、ここまで来た  
ら絶対に負けられない。と  
思い、パートナーと二人で  
一本一本を大切に打って行  
きました。ママさんチ  
ームでは優勝出来ましたがま  
まだ未熟、上手な人達の試  
合を見てただ茫然とするば  
かりでした。日頃の厳しい  
練習に耐え、体でおぼえた  
技術のすばらしさの前には  
目を見張る思いでした。  
今回の大会でまず第一に  
感じたことは、町民大会に  
ふさわしく、とてもなごや  
かな雰囲気で行なわれたこ

テニスを通じて思うこと  
真島 馨  
私も、テニスをはじめて  
もう十一年余りになる。  
中学生の時、初めてラケ  
ットを手にした時の、テニ  
スとは難しいものだとい  
う印象が、今だに私の心から  
離れない。高校に入って、  
いっそう、その印象を強く  
したのも事実であった。一



とだと思えます。テニスク  
ラブの人達を中心に、町長  
さん、土木所長さんをはじめ  
め夫婦、親子で参加したり  
職場の友、近所の人達と参  
加したり、高齢にもめげず  
懸命にボールを追う壮年チ  
ームの活躍等々……とても  
心暖まる大会であったと思  
います。近く与板にも河川  
敷に素晴らしいテニスコート  
が出来よう予定です。今後こ  
の大会が益々進歩発展し、  
永く続くことを願ひ、明日  
から又練習に励みたいと思  
います。

年生の時はボール拾いの毎  
日であり、上級生の厳しい  
指導に何度か、もう止めよ  
うと思った事があった。二  
年生の時は、テニスの基本  
をマスターしようとして先  
言の事を必死になつて覚え  
たものである。三年生の時  
基本を忠実に守り、そして  
自分なりのテニスができる  
様になりました。そして、  
今度はそれを先輩に教える  
ければならない責任があつ  
た。その間、試合を何十回  
か行ない、ある時は優勝の  
実感を感じ、ある時は一  
回戦で敗れた悔しさ、悲し  
さを味わいました。  
社会人になって五年が過  
ぎました。最近ではテニス人  
口が激増しており、観光地  
避暑地、どこへ行ってもテ  
ニスコートがあり、皆テニ  
スをしている。一人一人の  
顔を見ると非常に楽しそう  
である。地元にも、テニス  
クラブがあればなあと思つ  
たものです。折しも町関係  
各位のご努力で町民テニス  
クラブが結成されました。  
ママさんテニスをはじめと  
して、非常に活発である。  
私がテニスをはじめる時の  
ように誰もがテニスのテの  
字も知らない人達であつた  
が、今ではお互いに試合が  
できるまでに上達されまし  
た。その手助けができたこ  
とを先輩、コーチ共々心か  
ら嬉んでいます。  
九月二日、第一回の町民

テニス大会が与板高校テニ  
スコートで盛大に催されまし  
た。絶好のテニス日和りで  
あつた。中学生から、ママ  
さん、壮年の方々まで、いっ  
しよに終日テニスを楽しま  
しました。地元で大会が開催  
されるまでになつた事は、  
テニスを趣味とする者には  
本当に嬉しい事だし、ここ  
までご努力された関係者の  
皆さんに感謝いたします。  
今後、この大会を続け  
テニスのレベルも除々に上  
がるよう、微力な私も同じ  
仲間と共に、その手助けを  
続けてゆきたいと思つてい  
ます。

成績
〈男子の部〉
●一般・高校生の部
一位 柿倉・真島組
二位 相沢・花田組
三位 丸山・山田組
●壮年・中学生の部
一位 大平・山田組
二位 佐々木・星野組
三位 東条・石黒組
〈女子の部〉
●一般・高校生の部
一位 相田・森田組
二位 池田・吉田組
三位 中島・大谷組
●ママさん・中学生の部
一位 中島・柿倉組
二位 五十嵐・佐藤組
三位 石井・石丸組

秋の十一面  
観音まつり  
—10月17日・18日—  
—別荘観音堂にて—  
◎多数ご参拝ください。

町長杯争奪  
野球大会  
とき 10月14日(日)  
ところ 河川グラウンド  
◎参加チームは、朝野球  
連盟に申し込み下さい。

第1回与板町長杯争奪  
バレーボール大会開催  
期日 11月4日(日) 午前8時30分より  
会場 与板町町民体育館  
各市町村の強豪チームのぶつかり合いで  
好試合が期待されますので、近所おさそ  
い合わせての観戦をお願いします。  
—与板町排球協会OB—



ポストコーナー

— 現在高47兆円突破 —

皆さまの暮らしに役立つ郵便貯金 10月は郵便貯金月間

皆さまに広くご利用いただいている郵便貯金は、昭和54年7月末日現在全国で47兆円（新潟県7800億円）を超える大きな額となっています。郵便貯金は、皆さまの日常の経済生活の安定と財産づくりのお手伝いはもちろんのこと、皆さまからお預りしたお金は、大蔵省の資金運用部を通じ国の財政投融資されています。融資先は皆さまの暮らしに関係の深い住宅の建設、生活環境の整備、公害の防止、農林漁業、中小企業の近代化、道路・鉄道の建設、文教施設の充実など、いずれも福祉の向上と経済の発展に役立っています。郵政省では、このような郵便貯金の働きを広く国民のみなさまにお知らせするため、各種関係機関の協力を得て「豊かな暮らしと住みよい社会をつくる郵便貯金月間」を10月中全国で行います。

みなさまの身近で生きる

簡易保険の資金

皆さまに親しまれてきた「郵便局の簡易保険」は毎年400万件以上の新規加入をいただき現在保有契約件数5200万件という規模になっています。皆さまから払い込まれる保険料の額は1年間で2兆円以上となり将来保険金等として皆さまにお支払いするまで積み立てられます。こうして積み立てられたお金の集積が「簡保資金」と呼ばれるものと現在12兆円を超える金額に達しています。この簡保資金は公共の利益に役立つよう運用され皆さまが日常何気なく利用されている鉄道や道路、学校など公共施設、公営住宅、公園、図書館など国民生活に密着した施設の建設、整備、拡充などに融資されています。簡保資金は昭和53年度では新潟県へ69億9千万円融資されています。皆さまの身近に生かされる郵便局の簡易保険を今後ともご愛顧を。—お年玉つき年賀はがき11月5日発売—

心配ごと相談室

10月16・23日と11月6日

「味」 去る六月、あの方面に一泊二日の旅行に行ってきた。名勝、旧蹟もさることながら、宿での味覚も、又、私の何依りの楽しみの一つです。ところで、宿で出された料理の品数はそれはそれは豊富に取り揃えてありました。その土地の名物、特産といったものはほんの少々でありマーケットやスーパーで売られているものが多いように感じました。其のことは、最近、私達の日常生活の食卓にも影響がないとは云えないようです。一日のお勤めを終えたら、帰りに又、一日のわずかな時間に、お店へ立ち寄り、なるべく手のハブケル様な食品を買って帰る。其の方が経済的である場合もあるでしょうし、時間も手間もハブケルでしょう。又、素材にあまりにも季節感が無く、まずくなつた事も第一の原因である様に思われます。

野菜はハウスで栽培される魚貝類は養殖で、加工食品は、和風に、洋風に、中華風にと云ったように、他作の味に料理されて居ります。最近では、山菜が見直されるように成って参りましたが、其の山菜すら、ハウスで栽培されているように聞いております。これでは、家庭の奥様が腕をふるっても、どうにもならないと云ったことでしょうか。テレビやラジオのコマーシャルを見たり、聞いたたりして居りますと、ほんとうに美味そうで、一度味わって見たいような気がしてなりません。その事が又、他作の味に馳らされて行く第二の原因でもあるように思われます。其の半面、毎日の食卓がその家庭の個性的な味覚からだんだん遠ざかって行くような気がしてなりません。

昔から伝えられた粗朴な味、奥様方の心のこもった手作りの味こそ、其の家庭を明るくし、より一層食卓を楽しくさせてくれるのではないのでしょうか。旅先の宿での味から、心配ごと相談員 三浦峰記



たはこは... たはこは... 買いました... ちよつとしたらつかいも種のうち

税金あれこれ 家屋の一斉調査を行ないます... この目的はみなさんの建物をできるだけ正しく、公平に評価することにありま... 調査は、十五年程前に実施してあります... 調査の期間は、今年、来年、再来年と三年間を予定しております... 調査の期日は、近くなつたところから、順次各戸毎にお願いの文書をお届けいたしますので、よろしく御協力をお願いいたします。又、調査員には町の固定資産評価補助員の次の二名の方にお願いしてありますので、御承知の上、御協力を願います。

今月の納税は ◎町民税の第3期分と ◎国民健康保険税の10月分です



五十嵐 若一氏 • 土地家屋調査士 • 建築士 • 安永町 • 山田慶治氏 • 建築士 • 榎原町

個人住宅建設資金

住宅金融公庫では、自分が住むための住宅を新築する方に対して個人住宅建設資金の申込み受付を次の要領により行っています。一、受付期間 昭和54年10月1日から昭和54年10月27日まで 二、選定方法 先着順により無抽選します。 三、融資額 木造住宅(80㎡以上)の場合三六〇万円(三三〇万円) 断熱構造化工事を行った場合四十万円(三十万円)の融資額の加算及び老人(65才以上)等が同居する場合四十万円(八十万円)の融資額の割増し制度があります。 四、利率 年五・五% 五、返済期間 木造の場合二十五年以内 六、申込場所 住宅建設場所と同一県内の「住宅金融公庫業務取扱店」と表示した金融機関。 ◎詳しいことについては、住宅金融公庫北関東支所(電話〇二七二一三二一六六五五)又はお近くの公庫業務取扱金融機関でご相談下さい。

第一六号



- 井伊氏の系図 井伊氏の系図は千三百年前の藤原鎌足に始まり、波乱万丈の日本歴史の中で浮沈を繰り返して来た為、時勢により伏せられた名前もあつたりして、その系図を明らかにする事は容易でないと思われて来た。ここに井伊家伝記、彦根井伊家系図、彦根市史、井伊の谷教育委員会誌、引佐郡教育会誌、新野左馬の助公伝、与板井伊家系図、等を参照しながら、定説井伊氏系図を左にかかげる。なお井伊家伝記(竜潭寺祖山筆)は、同じ家筋の近衛家のそれとも照合して書かれている。 井伊氏系図 一、大織冠藤原鎌足 二、淡海公不比等 三、房前、藤原北家の祖 四、直権、 五、内麻呂 六、冬嗣、閑院左大臣 七、良門、冬嗣六男中納言 八、利世、三位中将兵衛佐 九、共良、少納言 一〇、良春、正五位、藏人頭 一一、良宗、從五位、築前守 一二、共資、遠江國守村楡城 一三、共保、井伊氏第一代 一四、共直、遠江守 一五、惟直、新太夫 一六、道直、井の八郎、伏名 一七、盛直、赤佐太郎 一八、良直、井伊次郎 一九、彌直、井伊左衛門入道 二〇、泰直、次郎左衛門尉 二一、行直、右衛門太郎 二二、景直、井伊彦太郎 二三、道政、遠江介 二四、高直、遠江介 二五、時直、遠江介 二六、直直、遠江介 二七、諱直、遠江介 二八、成直、遠江介 二九、忠直、井伊弥太郎 三〇、直氏、井伊次郎 三一、引馬、井伊谷城 三二、直平、直平嫡田原戦死 三三、直盛、直平孫楠狭間死 三四、直親、氏眞に謀殺さる 三五、直政、從四位下、侍從 三六、直勝、與板井伊祖安中 三七、直好、安中西尾掛川 三八、直朝、掛川、隱居 三九、直矩、與板一代大老直 四〇、直貞、該三男永二年 四一、直陽、與板二代一四死 四二、直員、與板三代二〇死 四三、大老直該孫 四四、直存、與板四代桑名城 四五、直平、主松平忠惟四男 四六、直郡、與板五代一八死 四七、直朗、與板六代若年寄 四八、直暉、文化元年城主格 四九、直経、與板七代築城 五〇、直安、與板八代 五一、直充、與板九代 五二、直安、與板二代大老直 五三、直安、與板三右京亮慶藩 五四、直安、與板三右京亮慶藩 五五、直安、與板三右京亮慶藩 五六、直安、與板三右京亮慶藩 五七、直安、與板三右京亮慶藩 五八、直安、與板三右京亮慶藩 五九、直安、與板三右京亮慶藩 六〇、直安、與板三右京亮慶藩 六一、直安、與板三右京亮慶藩 六二、直安、與板三右京亮慶藩 六三、直安、與板三右京亮慶藩 六四、直安、與板三右京亮慶藩 六五、直安、與板三右京亮慶藩 六六、直安、與板三右京亮慶藩 六七、直安、與板三右京亮慶藩 六八、直安、與板三右京亮慶藩 六九、直安、與板三右京亮慶藩 七〇、直安、與板三右京亮慶藩 七一、直安、與板三右京亮慶藩 七二、直安、與板三右京亮慶藩 七三、直安、與板三右京亮慶藩 七四、直安、與板三右京亮慶藩 七五、直安、與板三右京亮慶藩 七六、直安、與板三右京亮慶藩 七七、直安、與板三右京亮慶藩 七八、直安、與板三右京亮慶藩 七九、直安、與板三右京亮慶藩 八〇、直安、與板三右京亮慶藩 八一、直安、與板三右京亮慶藩 八二、直安、與板三右京亮慶藩 八三、直安、與板三右京亮慶藩 八四、直安、與板三右京亮慶藩 八五、直安、與板三右京亮慶藩 八六、直安、與板三右京亮慶藩 八七、直安、與板三右京亮慶藩 八八、直安、與板三右京亮慶藩 八九、直安、與板三右京亮慶藩 九〇、直安、與板三右京亮慶藩 九一、直安、與板三右京亮慶藩 九二、直安、與板三右京亮慶藩 九三、直安、與板三右京亮慶藩 九四、直安、與板三右京亮慶藩 九五、直安、與板三右京亮慶藩 九六、直安、與板三右京亮慶藩 九七、直安、與板三右京亮慶藩 九八、直安、與板三右京亮慶藩 九九、直安、與板三右京亮慶藩 一〇〇、直安、與板三右京亮慶藩

提寺竜潭寺の過古帳に無い。又、往時の井伊家系図にもない。理由は、道直(井の八郎)は保元の乱に、源義朝に組みついて天皇方に馳せ参じて功があつたが(保元物語)後、天皇方の平清盛派と、源義朝派に分裂、義朝が平清盛に討たれるに及んで、道直もまた追われ、死後も過去帳と系図にその名を伏せられるに至つた。 二、共保十二代の道政、その子高直、時直、直直、該寺過去帳及び、往時の井伊家系図には伏されて、しるされていなかった。理由は前号(第一五号)に記した通りであるが、すでに落日の南朝をあくまでも支持して戦い、宗良親王は井伊一族に守られて井伊城に没せられた。水戸光國の日本史で、南朝正統論が世にあらわれないうちは、楠木、新田、北畠、井伊らの「南朝の忠臣」達は、「北朝にさからつた逆賊」として追いまわされ、井伊氏も北朝をばかつて六人の名を伏せたものとされている。

数字の配列については最も押すスピードが速く、押し間違いが少ない配列として今の形になったそうです。 機能ボタン★印が赤色で燃える太陽を表わし、井印が青色で青い月を表現したもの。数字の配列やマークは世界的にきめられた共通のもので、プッシュボタンは「おぼえる電話」「計算する電話」として、いまではご家庭に、ビジネスに大いに利用されております。 電話のむこうはどんな顔 与板電報電話局

